

平成 27 年 12 月 9 日

保護者のみなさま

京都市立大枝中学校
校長 上山 義 宏

インフルエンザの感染予防に向けて

日頃は、本校教育の推進にご理解、ご支援をいただき、ありがとうございます。
これからの季節は、インフルエンザの感染が多くなりがちです。
各家庭におかれましては、感染予防に向けて下記の事項にご留意ください。

- (1) 次の点に留意いただき、お子さんが発熱し、インフルエンザの疑いがある場合は、できるだけ早く受診をお願いします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① うがいや手洗いを励行する。咳等の症状がある場合は、必要に応じてマスクを着用する。② 夜は早く寝て、体を十分休める。③ 微熱があり、体調がすぐれない健康状態の場合は無理に登校しない。④ ショッピングセンター、デパート、映画館など多数の人が集まる所は避ける。⑤ 風邪の症状が見られた場合は、インフルエンザの可能性もあるので、早めに休養し、専門医の診断を受ける。 <p>※インフルエンザや風邪を疑う症状等があつて欠席する場合、必ず学校に連絡いただきますよう、お願いいたします。</p> |
|---|

- (2) インフルエンザ感染による児童・生徒の出席停止期間は、次のとおりです。
(平成 24 年 4 月 1 日より改正されました)

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで」 (平成 24 年 4 月 2 日付文部科学省通知)
--

つまり、インフルエンザを発症・発熱した日の翌日を 1 日目として 5 日間が経ち、なおかつ、解熱した日の翌日を 1 日目として 2 日間（幼児は 3 日間）が経つまでが、出席停止期間の基準となります。

ただし、受診した医師より、出席停止期間について別途指示がある場合には、その指示に従うようにしてください。